

産業廃棄物には、業種が指定されるものと業種が指定されないものがあります

種 類	対象となる業種	内容・具体例
① 燃え殻	【業種指定なし】 あらゆる事業活動に伴うもの	廃棄物焼却灰、灰かす、石炭がら、コークス灰、重油燃焼灰、炉清掃排出物等
② 汚泥		工場廃水等の処理後に残る泥状のものと及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの (1) 有機性汚泥：下水汚泥、ビルピット汚泥、消化汚泥、製紙スラッジ、活性汚泥等 (2) 無機性汚泥：めっき汚泥、碎石スラッジ、ベントナイト汚泥、石灰かす、活性炭かす、廃脱硫剤等
③ 廃油		潤滑油系廃油、切削油系廃油、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、動植物油系廃油、廃溶剤類、廃可塑剤類、燃料油系廃油、タンカー洗浄排水、タールピッチ類、印刷インキかす等
④ 廃酸		硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、酢酸、クエン酸、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液、写真漂白廃液等 ※中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。
⑤ 廃アルカリ		石灰廃液、アルカリ性めっき廃液、金属せっけん廃液、廃ソーダ液、アンモニア廃液、写真現像廃液、か性ソーダ廃液等 ※中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。
⑥ 廃プラスチック類		合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類 廃ポリウレタン、廃ペークライト（プリント基板等）、廃スチロール（発泡スチロールを含む）、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、廃合成皮革、廃合成建材（タイル、断熱材、合成木材、防音材等）、合成繊維くず（ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む）、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす、接着剤かす等
⑦ ゴムくず		天然ゴムくず（合成ゴムくずは、廃プラスチック類） 切断くず、裁断くず、ゴムくず、ゴム引布くず（廃タイヤは合成ゴムであるため廃プラスチック類）
⑧ 金属くず		鉄くず、空かん、スクラップ、ブリキ・トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、バリ、切削くず、研磨くず、ダライ粉、半田かす、溶接かす等
⑨ ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず		(1) ガラスくず：廃空びん類、板ガラスくず、破損ガラス、アンブルロス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉、ロックウールくず等 (2) コンクリートくず：製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず等（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く） (3) 陶磁器くず：土器くず、陶器くず、石器くず、磁器くず、レンガくず、断熱レンガくず、レンガ破片、瓦破片等 (4) 廃石膏ボード
⑩ 鉱さい		スラグ（高炉・平炉・転炉・電気炉等の残さい）、キューボラ溶鉱炉のノロ、不良鉱石、不良石炭、鉱じん、鋳物廃砂、サンドプラスト廃砂（塗料かす等を含むものを除く）等
⑪ がれき類		工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物（もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く） コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、瓦破片、アスファルトがら、廃スレート等
⑫ ばいじん		電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等

種 類	対象となる業種	内容・具体例
⑬ 紙くず 【業種指定】	建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたものに限る）	印刷くず、製本くず、板紙、裁断くず、旧ノーカーボン紙等、建材の包装紙、建設現場から排出される紙くず等
	パルプ、紙、紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）	
	出版業（印刷出版を行うものに限る）	
	製本業及び印刷加工業	
	【業種指定なし】 PCB が塗布され、又は染み込んだもの	
⑭ 木くず（竹含む） 【業種指定】	建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたものに限る）	建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材（工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む。）、木材、木製品製造業関係の廃木材、おがくず、パーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ、リース事業者から排出されるリース物品（家具、器具等）、貨物流通用パレット（貨物の荷役、輸送又は保管のために単位数量単位で載せる台）等
	木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む）	
	パルプ製造業及び輸入木材の卸売業	
	物品賃貸業に係るリース物品	
	【業種指定なし】 貨物の流通のために使用したパレット	
⑮ 繊維くず 【業種指定】	建設業（工作物の新築、改築または除去により生じたものに限る）	畳、じゅうたん、木綿くず、綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨンくず等、ロープ、建設現場から排出される繊維くず等
	繊維工業（衣類その他の繊維製品製造業を除く）に係る天然繊維くず	
	【業種指定なし】 PCB が染み込んだもの	
⑯ 動植物性残さ 【業種指定】	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く）、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	(1) 動物性残さ：魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶詰・ビン詰不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝殻等 (2) 植物性残さ：ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぶんかす、豆腐かす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、薬草かす、油かす等 ※魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物に該当
⑰ 動物系固形不要物 【業種指定】	と畜業、食鳥処理業	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処分した食鳥の固形状の不要物
⑱ 動物のふん尿 【業種指定】	畜産農業	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七面鳥、兎及び毛皮獣等のふん尿
⑲ 動物の死体 【業種指定】	畜産農業	同上の家畜の死体
⑳ 上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの	産業廃棄物を処分するために処理したもので、①～⑱のそれぞれに該当しないもの。（有害汚泥のコンクリート固化物、灰の熔融固化物など）	

※上記の他、爆発性、毒性、感染性等の有害な性状を有する一般廃棄物又は産業廃棄物は、それぞれ特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物に分類されます。

産業廃棄物の処理について

産業廃棄物は、市の施設では処理できません。産業廃棄物処理業者へ処理を依頼してください。

産業廃棄物に関する問い合わせ	産業廃棄物処理業者の紹介
広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課 ☎ 082-422-6911（代表）	一般社団法人 広島県資源循環協会 ☎ 082-247-8499